

御意見と対応について【第3回部会】

第3回福島県防災会議原子力防災部会（平成25年2月4日開催）における意見を踏まえ、地域防災計画原子力災害対策編の修正等について下記により対応します。

なお、修正には、別途、市町村等への照会結果及び県民意見の募集結果（パブリックコメント）も反映してまいります。

	主な意見	修正等の対応
1	警戒区域見直しに伴い出入可能となった地域における住民等への連絡、避難体制を確立すべき。	○御意見を参考とします。 住民等への連絡手法、住民の把握、避難先や輸送手段などの検討課題があるため、関係者で具体的に検討し、必要に応じて計画へ反映させてまいります。
2	暫定重点区域における安定ヨウ素剤の配付体制を検討すべき。	○御意見を参考とします。 今後、被ばく医療協議会等において検討を進め、計画、関係マニュアルに反映させてまいります。
3	他市町村からの避難者や原発作業員等への避難指示の伝達体制を記載すべき。	○御意見を参考とします。 市町村長の避難指示等は、居住者、滞在者、通過者等その地域にいるすべての者が対象ですが、多数の避難者が居住する市町村においては、円滑な伝達や避難のため、今後、避難元市町村との連携調整について、県も関与してまいりたいと考えています。
4	機能低下した市町村の避難調整を県が行う際、当該市町村との連絡調整体制を確立すべき。	○御意見を参考とします。 市町村に派遣されるリエゾンが衛星携帯電話等により、連絡調整を行うこととしていますが、県防災行政無線、警察無線、非常通信協議会所属無線などについても利用することとなっています。（一般災害対策編第3応急対策計画3被害状況等の報告方法）
5	今回の災害において、米、ガソリン、避難住民の輸送を断られたことを踏まえた輸送体制を確立すべき。	○御意見を踏まえ修正しました。 運転者の被ばくや車両等の汚染に対する不安が要因と考えられるため、放射線に関する情報や、防護資材（マスク、防護服等）の提供体制について、明記しました。
6	緊急時放射線モニタリングについて、県の役割を積極的に記載すべき。	○御意見を参考とします。 現在、規制委員会において緊急時モニタリングの在り方が検討中であり、それも踏まえ、ステップ3において反映してまいります。

	主な意見	修正等の対応
7	避難道路の整備、また帰還に向けての医療体制を整備すべき。	<p>○御意見を参考とします。</p> <p>広域的な避難体制について今後検討し、必要に応じて計画に反映してまいります。</p> <p>また、福島県浜通り地方医療復興計画に基づき、救急医療提供体制の再構築や医療機関の再開支援、医師・看護師の確保支援を行うなど、医療体制の再整備を図ってまいります。</p>